

生命保険のことで
困ったとき、
まずは...



生命保険相談所

生命保険についてのご相談や、
苦情解決のお手伝いをします。

どのように問い合わせればいいのか?

お問い合わせは、**お電話**にて承ります。

03(3286)2648

ご来訪、インターネットでも承っております。
訪問してご相談される場合は、事前にお電話ください。
各連絡所の電話番号は、裏面をご覧ください。

***お問い合わせ・ご利用は 無料**
別途、通話料がかかります。

生命保険相談所は、生命保険に関する様々なご相談や苦情、
ご照会をお受けするための窓口として、生命保険協会が運営しています。
また、全国に50カ所の連絡所を設置しています。

どんなことをするのか?

生命保険相談所では、お申し出のあった苦情について、
お客さまの疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスをいたします。
生命保険相談所で解決できない場合は、生命保険協会に対し、
解決の依頼を行い、早期解決に努めます。

解決できないときは?

生命保険相談所が苦情を受け付け、
お客さまと生命保険会社との間で十分に話し合いをしても
問題が解決しない場合、
中立・公正な立場から裁定(紛争解決手続)を行う
「**裁定審査会**」を設置しています。



生命保険相談所の業務・運営、手続、規程、
生命保険会社の相談窓口一覧、相談・苦情受付状況、
裁定審査会が取り扱った事案の概要は、
生命保険協会のホームページをご参照ください。

個人情報保護について
必要に応じお客さまから取得した個人情報は、相談または苦情・紛争解決のために
利用するものであり、その他の目的には利用しません。
苦情解決のお申し出や紛争解決の申立ては、原則として契約上の権利を有する
本人によるものとさせていただきます。



生命保険相談所連絡所一覧

所在地については、協会ホームページをご覧ください。
訪問してご相談される場合は、事前にお電話ください。

本部	03(3286)2648	山梨県	055(228)7565	広島県	082(223)4331
札幌・苫小牧	011(222)1388	長野県	0263(35)8132	山口県	083(223)1476
函館	0138(54)0292	富山県	076(433)7352	徳島県	088(654)4009
旭川・北見	0166(25)6166	石川県	076(231)1945	香川県	087(821)2659
釧路・帯広	0154(22)6027	福井県	0776(25)0107	愛媛県	089(946)3583
青森県	017(776)1348	岐阜県	058(263)7547	高知県	088(873)3304
岩手県	019(653)1726	静岡県	054(253)6712	福岡県	092(715)1875
宮城県	022(224)3221	愛知県	052(971)6233	北九州	093(531)8760
秋田県	018(865)0016	三重県	059(225)7439	佐賀県	0952(24)2082
山形県	023(631)1694	滋賀県	077(525)6677	長崎県	095(827)4459
福島県	024(922)2863	京都府	075(255)0891	熊本県	096(324)1871
茨城県	029(227)3932	大阪府	06(4708)6132	大分県	097(534)2130
栃木県	028(636)2437	兵庫県	078(332)6269	宮崎県	0985(28)7335
群馬県	027(223)2802	奈良県	0742(26)1851	鹿児島県	099(223)6027
埼玉県	048(644)6001	和歌山県	073(432)1936	沖縄県	098(862)1771
千葉県	043(225)6467	鳥取県	0857(24)3523		
神奈川県	045(641)6998	島根県	0852(24)7229		
新潟県	025(245)8981	岡山県	086(225)6681		

(令和3年3月現在)

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所

本部 生命保険相談室

03(3286)2648

〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3F

相談受付日:月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
相談受付時間:午前9時～午後5時(来訪は～午後4時)
生命保険協会ホームページアドレス
<https://www.seiho.or.jp/>



交通のご案内
[JR線をご利用の場合]
有楽町駅・国際フォーラム口より徒歩2分
[地下鉄をご利用の場合]
東京メトロ有楽町線:有楽町駅より徒歩3分 東京メトロ日比谷線:日比谷駅より徒歩5分
東京メトロ千代田線:日比谷駅より徒歩7分 都営三田線:日比谷駅より徒歩3分

生命保険相談所のご案内



こんな悩みを抱えている方は、
私たち**生命保険相談所**を
ご利用ください! **無料**

生命保険協会は、法令に基づいて
国の指定を受けた「**指定紛争解決機関**」です。

指定紛争解決機関とは、苦情・紛争解決業務を行う機関のうち、
中立・公正な業務運営が確保されていること等の要件を満たして
国から指定を受けた機関のことをいいます。



一般社団法人
生命保険協会 生命保険相談所

生命保険相談所の
詳しい内容はこちら!

裁定審査会の
詳しい内容はこちら!

